

## **【国際協力共済会 海外旅行保険】**

### **キャッシュレス・メディカルサービスのご案内**

独立行政法人国際協力機構  
国際協力共済会事務局

日頃より、国際協力共済会業務にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2020 年度 4 月にスタートする「キャッシュレス・メディカルサービス」のご案内をいたします。これを機に、会員の皆様の在外生活の安定、福祉の向上に一層お役に立てればと考えております。

「キャッシュレス・メディカルサービス」ご利用の前には必要な手続きがございますので、お申込み前に、以下内容を必ずご一読ください。

この機会に、是非多くの会員の方に「キャッシュレス・メディカルサービス」をご経験いただければと存じます。

#### 記

#### 《利用可能な場面》

- ① 医療機関受診時
- ② 第三国の入国時
- ③ 配属先、学校など

#### 《利用時の注意事項》

- ① 保険会社発行の「キャッシュレス・メディカルサービス」を必ずご一読ください。別紙参照。
- ② 利用できる医療機関は限られていますのでご注意ください。
- ③ すべての受診に適用されるわけではありません。万が一キャッシュレス・メディカルサービス対象外の受診分も手続きされた場合は、後日医療機関または保険会社より医療費をご請求します。保険会社が請求した場合は、領収書が発行されません。\*対象外の傷病例：既往症や歯科疾病、妊娠出産に関する治療等
- ④ 業務上で生じた傷病で受診される場合は（労災申請を考慮おられる場合）、キャッシュレス・メディカルサービスのご利用はお控えください。
- ⑤ 在外医療機関受診時のみ対象です。
- ⑥ サービスは、派遣期間中かつ国際協力共済会会員中に受けられます。派遣期間終了後は、被保険者証を共済会へ速やかに返却ください。

内容をご理解いただきましたら、本サービスにお申し込みください。

お申込書は Excel シートになります。

申請の際は必ず Excel シートに必要事項をご記入の上、加工せずに共済会代表アドレスへメール添付で送付ください。パスワードに関しては、ご自身の判断にお任せします。

## 《申し込み方法》

別紙、Excel シートにて申し込みください。

それ以外でのお申込書ではお受けできません。

被保険者証は、お申込みいただいた際のメールアドレスヘデータで添付し、送付します。

以上